

政労使合意の取組状況について

内閣府

1. 最低賃金・賃金の引上げに向けて

最低賃金の引上げについて

平成27年第19回経済財政諮問会議(平成27年11月24日)

総理指示

名目GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中で、昨年12月の政労使合意に沿って賃金上昇等による継続的な好循環の確立を図るとともに、最低賃金についてもこれにふさわしいものとしなければなりません。そのためには、最低賃金を年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことが重要であります。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指します。

このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図ってまいります。厚生労働大臣、経済産業大臣には最低賃金の引上げに向けてしっかりと対応するよう指示をします。

経団連 榊原会長

経団連としては今年の政労使会議の取りまとめに則って、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援、協力に取り組むよう、引き続き会員企業に呼びかけていく。

日本商工会議所 三村会頭

商工会議所としても当然、生産性向上の支援を行っていくが、政府においても中小企業が抱える様々な制約を踏まえて、取引価格適正化も含めて、生産性向上に資する支援策をこれまで以上に強力に推進していただきたい。

全国中小企業団体中央会 大村会長

原材料や電気料金などの上昇分の転嫁が容易にできないことから、監視、取り締まりを強化するなど下請代金の引上げに向けた取引条件の更なる改善が図られるような施策、指導を行っていただく。

設備投資を促進し、生産性を向上させ、収益の改善によって賃上げの原資の確保を図る、付加価値化に向けた予算、税制の政策を強化していただく。

1. 最低賃金・賃金の引上げに向けて

賃金の引上げについて

平成27年第2回未来投資に向けた官民対話(平成27年11月5日)

総理指示

産業界は、昨年の政労使合意を引き続き遵守し、賃上げや仕入れ価格の転嫁などにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次回、産業界としての方針をお示しいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

平成27年第3回未来投資に向けた官民対話(平成27年11月26日)

経団連 榊原会長

取引価格の適正化などへの取り組みを明記した昨年の政労使会議の取りまとめに則りまして、経団連といたしましては、名目3%成長への道筋も視野に置きながら、収益が拡大した企業に対してことしを上回る賃金引き上げを期待して、前向きな検討を呼びかけてまいります。

1. 最低賃金・賃金の引上げに向けて

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策

Ⅱ. 緊急に実施すべき対策

1. 「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

■最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起

- 名目GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中で、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図る。
- 賃上げについて、未来投資に向けた官民対話において、産業界から「来年についても賃金の引き上げに向けた努力と取引価格の適正化などへの取組みを明記した昨年の政労使会議の取りまとめに則り、今年を上回る賃金引き上げを期待して、前向きな検討を呼びかけていく」との表明があったところ、政府として、そのための環境整備とともに過去最大の企業収益を踏まえた賃上げに向け働きかけを行う。

※「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定)」より抜粋

2. 政労使合意を踏まえた経済界及び政府の取組み

		取組状況
経済界の取組	経団連	<ul style="list-style-type: none"> 4月14日付で、全会員企業に向け、政労使決定の内容の周知と、これを踏まえた取引先企業への価格転嫁を含めた支援・協力の要請文を会長名で発出。 600社超の会員企業が集まる幹事会において、会長から直接協力を要請。 地方の経済団体と意見交換を行う地域経済懇談会においても周知。
	日本商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 全国から各地商工会議所の代表者が集まる常議員会で、本年4月以降毎月周知。 最大の会員数を擁する東京商工会議所では、4月6日に常議員会において三村会頭より直接、100社超の役員企業へ説明を実施。各地商工会議所においても周知活動を展開。 さらに、全会員へ機関誌やメール、セミナー等での周知等を実施。
	全国中小企業団体中央会	<ul style="list-style-type: none"> 鑄造協会、ねじ工業会等、関係業界団体に対し、政労使合意・決定の内容を説明するとともに、各地で開催された会議で価格転嫁及び取引の適正化について周知、啓発。 また、メルマガ、HP等の広報媒体を通じ、傘下の中小企業・中小企業組合関係者に周知
政府の取組	①下請取引ガイドラインの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 5月20日の中小企業4団体懇談会及び日本鉄鋼連盟との意見交換会において、ガイドラインに沿った取引を行うよう産業界に対し宮沢経済産業大臣(当時)から要請。 11月20日の経団連懇談会において、林経済産業大臣から産業界に対して、価格転嫁への配慮について要請。 ガイドラインのフォローアップを実施中。
	②消費税転嫁Gメンによる要請	<ul style="list-style-type: none"> 27年度、消費税転嫁対策特別措置法に基づく立入検査(10月末時点で561件実施)の際に、下請取引ガイドラインに沿った取引を要請。
	③適正取引に関する講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 27年度は、11月末時点で186回の下請代金法講習会等を実施。(年度内に合計500回開催予定)
	④下請代金法に基づく監視・取締り	<ul style="list-style-type: none"> 27年度上半期に、533社の大企業に対する下請代金法に基づく立入検査を実施。

(参考) 政労使会議決定・政労使合意について／転嫁関連部分

「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」(平成26年12月16日政労使合意)の主な内容

- 好循環継続に向け、政労使が一致協力して取り組むことに合意。

政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む。

「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」(平成27年4月2日政労使決定)の主な内容

- 上記の政労使合意をさらに強力に推進するため、価格転嫁やサービス業の生産性向上に向けた取組策を決定。

・取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組

- ① 経団連は、取引先企業と原材料費の騰落や財・サービスの需給変動に基づく損益の分担方法などをあらかじめ合意するなどにより価格転嫁を含めて適正な取引価格が形成されるよう、全国各地の会員企業への直接的に呼びかける。
- ② 日本商工会議所と全国中小企業団体中央会は、中小・小規模事業者に対し、本決定の内容と趣旨を周知するための活動を展開する。
- ③ 政府は、今後、産業界に対して、3月に改訂した下請取引ガイドラインに沿った取引を行うよう徹底して要請する。本年度上半期に、約500社の大企業に対して集中的な立入検査を追加的に実施する。